

市・府民税の申告について（手引き）

令和5年2月

- ・市・府民税の申告にご協力いただきありがとうございます。
- ・令和5年度市・府民税申告は、令和5年1月1日時点で住所を有する市区町村に、令和4年1月1日～12月31日の収入金額等を申告していただくものです。下記をお読みのうえ、必要事項を記入した申告書を提出してください。
- ・河内長野市への申告書の提出は郵送でも受付します。郵送で提出される場合は、窓口受付の場合に原本確認させていただく各種控除の確認書類（生命保険料・地震保険料の控除証明書、医療費控除に係る支払医療費の明細書等）のコピーを添付してください。郵送提出する人が申告書の控えの返送を希望される場合は、返信用封筒（切手貼付・宛名記入）を同封していただければ、申告書のコピーに受付印を押したものを返送します。
- ・河内長野市へ提出していただく申告書の作成は、河内長野市ホームページのトップページ下部「申請・電子サービス」欄の「住民税試算（申告書作成）」にて、自宅のパソコン等から入力して行うこともできますが、その場合も、申告書の提出は紙媒体でお願いします（印刷したものを提出してください）。メール等の電子媒体での提出は受付しておりません。

- 申告が必要の人
1. 事業（営業等、農業）を営んでいた人
 2. 不動産、利子（源泉分離課税は除く）、生命保険の一時金などの所得があった人
 3. 大工、左官、パート・アルバイト、内職などの所得があった人
 4. 給与所得者で、給与以外の所得があった人、又は2ヶ所以上から給与を受けた人
 5. 給与所得者で、勤務先から給与支払の報告がない人
 6. 前年中に退職した人
 7. 公的年金等の受給者で所得控除を受ける人

★収入のなかった人も申告が必要です

所得税の確定申告をされず、会社や年金保険者からの連絡もない場合は、収入があったかどうかの判断ができず、課税証明書・非課税証明書を発行することができません。また、国民健康保険料などの保険料算定には、その人の所得等の把握が必要になります。申告がない場合には正しい保険料の計算がされず、保険料額が高額になる場合があります。

- ▼営業等、農業、不動産所得がある人は、申告書裏面の「営業等・農業・不動産所得について」を記入してください。
- ▼確定申告書を提出された人は、原則として市・府民税申告は不要です。

◎【特定配当等・特定株式等譲渡所得金額に係る申告手続きの簡素化】

令和4年度以降、配当所得及び株式等に係る譲渡所得等が、個人住民税が特別徴収された特定配当等及び特定株式等譲渡所得のみであり、その全てを個人住民税において特別徴収で済ませること（申告不要）とする場合、確定申告書第二表の「住民税に関する事項」の「特定配当等・特定株式等譲渡所得の全部の申告不要」欄に〇を記入することで、市役所への申告書の提出は不要となりました。

なお、令和4年度の税制改正において、所得税と市・府民税の課税方式が令和6年度課税（令和5年分の所得税の確定申告）より統一され、申告不要制度を選択することができなくなります。申告不要が適用となるのは、今年度である令和5年度課税（令和4年分の所得税の確定申告）までとなります。

所得金額の計算方法

$$\text{収入金額} - \text{必要経費} - \text{（専従者控除額）} = \text{所得金額}$$

収入金額	売上金、売掛金など（現物収入も時価で計算したうえで含めます）
必要経費	前年中に販売した製品の原価、公租公課、雇人費、家賃、借入金の利子、減価償却費等。 ※家内労働者等の必要経費については、55万円の最低保障を認める特例があります。
専従者控除	事業に従事している親族（同一生計）に支払った給与で、同一事業に1年を通じて6ヶ月以上従事した場合。

所得の種類

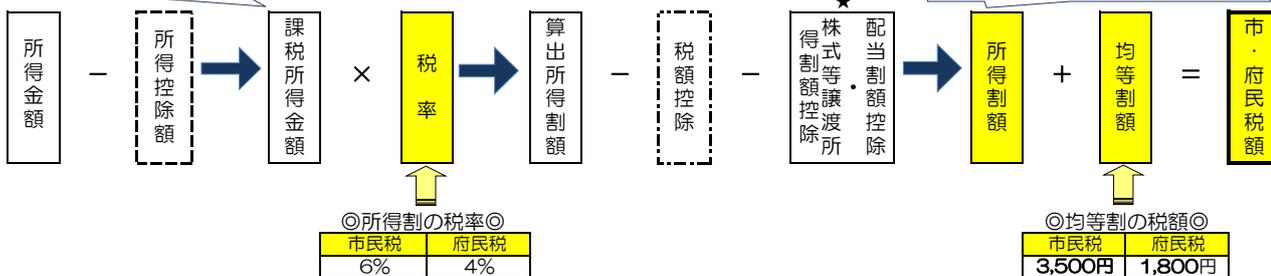
所得の種類	内 容
営業等	小売卸売業、飲食店業、製造業、外交員等
農業	田・畑・果樹などの栽培、養鶏、養豚などの事業の経営から生ずる所得
利子	預貯金、公社債などの利子所得（源泉分離課税分は除く）
配当	株式、出資金の配当などの所得
不動産	土地、建物などの貸付による所得
譲渡	土地、家屋、著作権、ゴルフ会員権、株式などの資産を譲渡した場合の所得
一時	懸賞の賞金品、競輪・競馬の払戻金、生命保険契約に基づく一時金などの所得
山林	5年を超える期間所有していた山林の伐採や譲渡による所得
給与	給料、賃金、賞与などの所得。別欄給与所得金額の計算方法を参照
退職	退職金、一時恩給などの所得
雑	恩給・年金等（別欄公的年金等の所得金額計算方法を参照）及び上記のいずれにも該当しない所得

※遺族年金・障害年金・傷病賜金・失業保険給付金などは非課税所得です。
※給与所得がある人で、源泉徴収票のない人や給与収入が日給の人は、申告書裏面の「給与所得の内訳」を記入してください。

市・府民税の計算方法（注）分離課税の所得がある場合は、計算方法が異なります。

※課税所得金額は千円未満の端数を切り捨てます。

※税額は百円未満の端数を切り捨てます。



★配当割額控除・株式等譲渡所得割額控除 【193、194】（市・府民税申告書に記載の各控除に対応する番号）

源泉徴収口座内で配当割・株式等譲渡所得割を特別徴収された人が、その対象となる配当所得・譲渡所得を申告した場合（特別徴収された年の翌年4月1日の属する年度分の納税通知書送達時まで）に申告書の提出が必要）は、その配当割額・株式等譲渡所得割額を所得割額から控除します。所得割額から控除しきれない場合は均等割額に充当し、さらに充当しきれない場合はその額を還付します。

お問い合わせ先 〒586-8501 河内長野市原町一丁目1番1号 河内長野市役所 税務課 市民税係（2階 3番窓口）
電話 0721-53-1111（内線 262・274・275・293・298）

1 収入の内訳について 収入についてご記入ください。(1~5は市・府民税申告書に記載の各項目に対応する番号)

2 所得の計算について

◎給与所得金額の計算方法◎(※)

給与所得金額は給与等の収入金額から下記の表で求めてください。

給与収入金額		給与所得金額	
0円 ~ 550,999円		0円	
551,000円 ~ 1,618,999円		給与収入金額 - 550,000円	
1,619,000円 ~ 1,619,999円		1,069,000円	
1,620,000円 ~ 1,621,999円		1,070,000円	
1,622,000円 ~ 1,623,999円		1,072,000円	
1,624,000円 ~ 1,627,999円		1,074,000円	
1,628,000円 ~ 1,799,999円		給与収入金額 ÷ 4 (千円未満の端数切り捨て) (A) , 000円	(A) × 2.4 + 100,000円
1,800,000円 ~ 3,599,999円	(A) × 2.8 - 80,000円		
3,600,000円 ~ 6,599,999円	(A) × 3.2 - 440,000円		
6,600,000円 ~ 8,499,999円		給与収入金額 × 0.9 - 1,100,000円	
8,500,000円以上		給与収入金額 - 1,950,000円	

例1) 前年中の給与収入金額が
1,610,000円の場合
→ 1,610,000円 - 550,000円
= 1,060,000円 (給与所得金額)

例2) 前年中の給与収入金額が
1,912,300円の場合
→ 1,912,300円 ÷ 4 = 478,075円
(千円未満の端数切り捨て) ↓
(A) 478,000円
478,000円(A) × 2.8 - 80,000円
= 1,258,400円 (給与所得金額)

◎公的年金等の所得金額計算方法◎

厚生年金、国民年金などの公的年金等の所得金額(雑所得)は下記の表で求めてください。

年齢区分	公的年金等の収入金額 (以下、[N]と表記)	公的年金等に係る雑所得の金額		
		公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額が		
		1,000万円以下の場合	1,000万円超~2,000万円以下の場合	2,000万円超の場合
昭和33年 1月2日以後に 生まれた人 (65歳未満)	1,299,999円以下	[N] - 600,000円	[N] - 500,000円	[N] - 400,000円
	1,300,000円~4,099,999円	[N] × 0.75 - 275,000円	[N] × 0.75 - 175,000円	[N] × 0.75 - 75,000円
	4,100,000円~7,699,999円	[N] × 0.85 - 685,000円	[N] × 0.85 - 585,000円	[N] × 0.85 - 485,000円
	7,700,000円~9,999,999円	[N] × 0.95 - 1,455,000円	[N] × 0.95 - 1,355,000円	[N] × 0.95 - 1,255,000円
	10,000,000円以上	[N] - 1,955,000円	[N] - 1,855,000円	[N] - 1,755,000円
昭和33年 1月1日以前に 生まれた人 (65歳以上)	3,299,999円以下	[N] - 1,100,000円	[N] - 1,000,000円	[N] - 900,000円
	3,300,000円~4,099,999円	[N] × 0.75 - 275,000円	[N] × 0.75 - 175,000円	[N] × 0.75 - 75,000円
	4,100,000円~7,699,999円	[N] × 0.85 - 685,000円	[N] × 0.85 - 585,000円	[N] × 0.85 - 485,000円
	7,700,000円~9,999,999円	[N] × 0.95 - 1,455,000円	[N] × 0.95 - 1,355,000円	[N] × 0.95 - 1,255,000円
	10,000,000円以上	[N] - 1,955,000円	[N] - 1,855,000円	[N] - 1,755,000円

(※) 5 所得金額調整控除について

下記の①、②に該当する人は、上表より算出した給与所得金額から所得金額調整控除額を差し引いたものが、最終的な給与所得金額です。

- ① 前年中の給与収入金額が850万円を超え、次のアからウのいずれかに該当する人
ア 特別障害者
イ 年齢23歳未満の扶養親族を有する場合
ウ 特別障害者である同一生計配偶者もしくは扶養親族を有する場合

所得金額調整控除額 = 【(給与収入金額(上限1000万円) - 850万円) × 10%】

- ② 給与所得控除後の給与の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額があり、給与所得控除後の給与所得の金額と公的年金等に係る雑所得の金額の合計額が10万円を超える場合

所得金額調整控除額 = 【給与所得(上限10万円) + 公的年金等雑所得(上限10万円) - 10万円】

■市・府民税が課税されない人 (税制改正により変更される場合があります)

均等割も所得割も課税されない人	①生活保護法の規定により生活扶助を受けている人 ②障害者、未成年者(平成17年1月3日以降に生まれた未婚の人)、寡婦またはひとり親で、前年の合計所得金額が135万円以下の人(給与収入金額では204万4千円未満であった人)	民法改正により 令和4年4月1日 から成年年齢の引下 (20歳→18歳)
均等割が課税されない人	前年中の合計所得金額(下記◇参照)が、 【32万円 × (同一生計配偶者* + 扶養親族数** + 1) + 10万円 + 19万円*】 以下である人 ※同一生計配偶者・扶養親族がない場合は、19万円の加算はしません。	
所得割が課税されない人	前年中の総所得金額等(下記◆参照)の金額が、 【35万円 × (同一生計配偶者* + 扶養親族数** + 1) + 10万円 + 32万円*】 以下である人 ※同一生計配偶者・扶養親族がない場合は、32万円の加算はしません。	

- * 同一生計配偶者とは、本人と生計を一にする配偶者のうち前年中の合計所得金額が48万円以下の人のことです。
** 年少扶養親族(扶養親族のうち、年齢16歳未満の人)の扶養控除は平成24年度から廃止されましたが、市・府民税の非課税限度額の算定では、従来どおり年少扶養親族の人数を含めて算定します。

- ◇合計所得金額…①~⑦の合計額をいい、寡婦・ひとり親控除、勤労学生控除、控除対象配偶者、扶養親族の所得判定の要件になります。
①純損失・雑損失の繰越控除、居住用財産の買換等の譲渡損失の繰越控除、特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除を適用せずに計算した総所得金額
②分離課税の土地建物等の譲渡所得の金額(特別控除前)
③分離課税の上場株式等に係る配当所得の金額(上場株式等に係る譲渡損失との損益通算後、繰越控除適用前の金額)
④分離課税の株式等に係る譲渡所得等の金額(上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除適用前の金額)
⑤分離課税の先物取引に係る雑所得等の金額(先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除適用前の金額)
⑥退職所得金額(分離課税の対象となる退職所得は除きます)
⑦山林所得金額

- ◆総所得金額等…雑損控除、医療費控除、寄附金控除の控除限度額を計算する場合の基準となります。
合計所得金額に純損失・雑損失の繰越控除、居住用財産の買換等の場合の譲渡損失の繰越控除、特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除、上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除、先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除を適用して計算した金額

3 控除（所得から差し引くもの）について

*前年中に死亡された人でも、その人の前年中の合計所得金額*が48万円以下であれば、配偶者控除や扶養控除の対象となります（平成19年1月2日以降生まれの扶養親族を除く）。 ※「合計所得金額」については2ページ目の説明◇をご参照ください。

寡婦・ひとり親控除【501】（市・府民税申告書に記載の各控除に対応する番号）

《控除額》	「寡婦控除」…260,000円 「ひとり親控除」…300,000円
《備考》	<p>●寡婦控除…前年中（令和4年1月～12月。以下同じ）の合計所得金額が500万円以下で、令和4年12月31日現在、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる相手のいない人が、次の①又は②のいずれかに該当する場合に適用</p> <p>①夫と離婚した後婚姻しておらず、子でない扶養親族（他の人の扶養親族に該当せず前年中の総所得金額等の合計額48万円以下）を有する</p> <p>②夫と死別した後婚姻していない又は夫の生死が明らかでない</p> <p>●ひとり親控除…令和4年12月31日現在、現に婚姻をしていない（未婚の場合を含む）又は配偶者の生死が明らかでない人（性別問わず）が、次の①②③を全て満たす場合に適用</p> <p>①生計を一にする子（他の人の扶養親族に該当せず前年中の総所得金額等の合計額48万円以下）を有する</p> <p>②前年中の合計所得金額が500万円以下である</p> <p>③事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる相手がいない</p>

勤労学生控除【501】

《控除額》	260,000円
《備考》	令和4年12月31日現在、本人が大学、高等学校、特別支援学校等の学生で、前年中の合計所得金額が75万円以下かつ自己の勤労によらない所得が10万円以下である場合に適用

障害者控除【501】

《控除額》	「特別障害者」…300,000円 「同居特別障害者」…530,000円 「その他の障害者」…260,000円
《備考》	<p>令和4年12月31日現在、本人、同一生計配偶者、扶養親族※のいずれかに精神又は身体の障害がある場合に適用</p> <p>※障害者控除は、16歳未満の扶養親族（扶養控除の適用対象外）に障害がある場合にも適用されます。</p> <p>●特別障害者…身体障害者手帳(1・2級)・精神障害者保健福祉手帳(1級)・療育手帳(A)等、及び同程度の状態にある旨を証する書類の交付を受けている人、精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある人、常に就床を要し複雑な介護を受けている人など（証明書添付は不要。ただし「特別」と「その他」を区別するため提示要）</p> <p>●同居特別障害者…特別障害者である控除対象配偶者や扶養親族で、かつ納税者又は納税者と生計を一にするその他の親族のいずれかとの同居を常況としている人</p>

配偶者控除【128】（内縁関係の人、事業専従者に該当する人、他の親族の扶養親族に該当する人は含みません）

《控除額》	下表のとおり															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">控除対象配偶者の区分 (右記参照)</th> <th colspan="3">本人の合計所得金額</th> </tr> <tr> <th>900万円以下</th> <th>900万円超～950万円以下</th> <th>950万円超～1,000万円以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>控除対象配偶者</td> <td>330,000円</td> <td>220,000円</td> <td>110,000円</td> </tr> <tr> <td>老人控除対象配偶者(※)</td> <td>380,000円</td> <td>260,000円</td> <td>130,000円</td> </tr> </tbody> </table>	控除対象配偶者の区分 (右記参照)	本人の合計所得金額			900万円以下	900万円超～950万円以下	950万円超～1,000万円以下	控除対象配偶者	330,000円	220,000円	110,000円	老人控除対象配偶者(※)	380,000円	260,000円	130,000円
控除対象配偶者の区分 (右記参照)	本人の合計所得金額															
	900万円以下	900万円超～950万円以下	950万円超～1,000万円以下													
控除対象配偶者	330,000円	220,000円	110,000円													
老人控除対象配偶者(※)	380,000円	260,000円	130,000円													
《備考》	<p>本人の前年中の合計所得金額が1,000万円以下で、令和4年12月31日現在、本人と生計を一にする配偶者（前年中の合計所得金額48万円以下）を有する場合に適用</p> <p>(※)老人控除対象配偶者とは、控除対象配偶者のうち昭和28年1月1日以前に生まれた人(年齢70歳以上)のことです。</p>															

配偶者特別控除【129,130】（内縁関係の人、事業専従者に該当する人は含みません）

《控除額》	下表のとおり																																							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">配偶者の合計所得金額</th> <th colspan="3">本人の合計所得金額</th> </tr> <tr> <th>900万円以下</th> <th>900万円超～950万円以下</th> <th>950万円超～1,000万円以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>480,001円～1,000,000円</td> <td>330,000円</td> <td>220,000円</td> <td>110,000円</td> </tr> <tr> <td>1,000,001円～1,050,000円</td> <td>310,000円</td> <td>210,000円</td> <td>110,000円</td> </tr> <tr> <td>1,050,001円～1,100,000円</td> <td>260,000円</td> <td>180,000円</td> <td>90,000円</td> </tr> <tr> <td>1,100,001円～1,150,000円</td> <td>210,000円</td> <td>140,000円</td> <td>70,000円</td> </tr> <tr> <td>1,150,001円～1,200,000円</td> <td>160,000円</td> <td>110,000円</td> <td>60,000円</td> </tr> <tr> <td>1,200,001円～1,250,000円</td> <td>110,000円</td> <td>80,000円</td> <td>40,000円</td> </tr> <tr> <td>1,250,001円～1,300,000円</td> <td>60,000円</td> <td>40,000円</td> <td>20,000円</td> </tr> <tr> <td>1,300,001円～1,330,000円</td> <td>30,000円</td> <td>20,000円</td> <td>10,000円</td> </tr> </tbody> </table>	配偶者の合計所得金額	本人の合計所得金額			900万円以下	900万円超～950万円以下	950万円超～1,000万円以下	480,001円～1,000,000円	330,000円	220,000円	110,000円	1,000,001円～1,050,000円	310,000円	210,000円	110,000円	1,050,001円～1,100,000円	260,000円	180,000円	90,000円	1,100,001円～1,150,000円	210,000円	140,000円	70,000円	1,150,001円～1,200,000円	160,000円	110,000円	60,000円	1,200,001円～1,250,000円	110,000円	80,000円	40,000円	1,250,001円～1,300,000円	60,000円	40,000円	20,000円	1,300,001円～1,330,000円	30,000円	20,000円	10,000円
配偶者の合計所得金額	本人の合計所得金額																																							
	900万円以下	900万円超～950万円以下	950万円超～1,000万円以下																																					
480,001円～1,000,000円	330,000円	220,000円	110,000円																																					
1,000,001円～1,050,000円	310,000円	210,000円	110,000円																																					
1,050,001円～1,100,000円	260,000円	180,000円	90,000円																																					
1,100,001円～1,150,000円	210,000円	140,000円	70,000円																																					
1,150,001円～1,200,000円	160,000円	110,000円	60,000円																																					
1,200,001円～1,250,000円	110,000円	80,000円	40,000円																																					
1,250,001円～1,300,000円	60,000円	40,000円	20,000円																																					
1,300,001円～1,330,000円	30,000円	20,000円	10,000円																																					
《備考》	<p>◎配偶者特別控除は、配偶者の合計所得金額が48万円超～133万円以下（パート等の給与収入のみの場合は、収入103万円超～201万6千円未満）の場合に受けることができます。</p> <p>◎配偶者特別控除は、夫婦間で互いに適用し合うことはできません。</p> <p>本人の前年中の合計所得金額が1,000万円以下で、令和4年12月31日現在、生計を一にする配偶者（前年中の合計所得が48万円を超え133万円以下）を有する場合に適用</p>																																							

扶養控除【131】（事業専従者に該当する人、他の人の控除対象扶養親族に該当する人は含みません）

《控除額》	一般の控除対象扶養親族…330,000円 特定扶養親族…450,000円 老人扶養親族…380,000円 同居老親等扶養親族…450,000円
《備考》	<p>配偶者以外の扶養親族(6親等以内の血族、3親等以内の姻族)のうち前年の合計所得金額が48万円以下である場合に適用</p> <p>●一般の控除対象扶養親族…扶養親族のうち、平成16年1月2日から平成19年1月1日までに生まれた人（年齢16歳～18歳の人）又は、昭和28年1月2日から平成12年1月1日までに生まれた人（年齢23歳～69歳の人）</p> <p>●特定扶養親族…扶養親族のうち、平成12年1月2日から平成16年1月1日までに生まれた人（年齢19歳～22歳の人）</p> <p>●老人扶養親族…扶養親族のうち、昭和28年1月1日以前に生まれた人（年齢70歳以上の人）</p> <p>●同居老親等扶養親族…老人扶養親族のうち、納税義務者又は配偶者の直系尊属で、納税義務者又は配偶者のいずれかとの同居を常況としている人</p>

社会保険料控除【109】

《控除額》	支払額全額
《備考》	前年中に支払った国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料、厚生年金保険料、雇用保険料、介護保険料等の合計額（証明書・領収書添付又は提示）

小規模企業共済等掛金控除【116】

《控除額》	支払額全額
《備考》	前年中に支払った小規模企業共済法第2条第2項に規定する第一種共済掛金、確定拠出年金法の個人型年金加入者掛金及び心身障害者扶養共済掛金（証明書添付又は提示）

生命保険料控除【113~115、117~119】

《控除額》	保険の種類ごとに、前年中の保険料支払金額からそれぞれ下記の計算式で算出した控除額の合計（合計70,000円が上限） ▼旧契約（平成23年12月31日以前に契約した【旧一般生命保険】・【旧個人年金保険】）の控除額計算 ①15,000円以下…全額 ②15,000円超～40,000円…支払額×1/2 + 7,500円 ③40,000円超～70,000円…支払額×1/4 + 17,500円 ④70,000円超…35,000円 ▼新契約（平成24年1月1日以後に契約した【新一般生命保険】・【介護医療保険】・【新個人年金保険】）の控除額計算 ①12,000円以下…全額 ②12,000円超～32,000円…支払額×1/2 + 6,000円 ③32,000円超～56,000円…支払額×1/4 + 14,000円 ④56,000円超…28,000円
《備考》	前年中に支払った生命保険料がある場合に適用（契約者に配当金がある場合はその金額を支払金額から差し引く）、（証明書添付または提示） ●生命保険料および個人年金保険料について、旧契約と新契約の両方で保険料支払いがあり、両方の控除を適用（合計）する場合の控除額の上限は、28,000円です（旧制度だけで控除額が28,000円を超える場合は、旧制度だけを適用した方が控除額が大きくなります）。 ●生命保険料控除の上限額は70,000円なので、例えば下表で(a)の上限35,000円（旧制度のみ適用）、(b)の上限35,000円（旧制度のみ適用）、(c)の上限28,000円が適用となる保険料の支払いがあった場合も、適用される控除額は70,000円となります。

地震保険料控除【120~122】

《控除額》	【地震保険料】【長期損害保険料】それぞれについて、前年中の保険料支払金額から、下記の計算式で算出した控除額の合計（合計25,000円が上限） ▼【地震保険料】の控除額計算 ①50,000円以下…支払額×1/2 ②50,000円超…25,000円 ▼【長期損害保険料】の控除額計算 ①5,000円以下…全額 ②5,000円～15,000円…支払額×1/2 + 2,500円 ③15,000円超…10,000円	<table border="1"> <tr> <th>旧契約（～H23年12月31日）</th> <th>新契約（H24年1月1日～）</th> <th></th> </tr> <tr> <td>(a) 旧 生命保険料控除 【上限35,000円】</td> <td>(c) 新 生命保険料控除 【上限28,000円】</td> <td>(a) + (c) 上限 28,000円</td> </tr> <tr> <td>(b) 旧 個人年金保険料控除 【上限35,000円】</td> <td>(e) 新 個人年金保険料控除 【上限28,000円】</td> <td>(b) + (e) 上限 28,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(a) + (b) 上限 70,000円</td> <td>(c) + (d) + (e) 上限 70,000円</td> </tr> </table>	旧契約（～H23年12月31日）	新契約（H24年1月1日～）		(a) 旧 生命保険料控除 【上限35,000円】	(c) 新 生命保険料控除 【上限28,000円】	(a) + (c) 上限 28,000円	(b) 旧 個人年金保険料控除 【上限35,000円】	(e) 新 個人年金保険料控除 【上限28,000円】	(b) + (e) 上限 28,000円	(a) + (b) 上限 70,000円		(c) + (d) + (e) 上限 70,000円
旧契約（～H23年12月31日）	新契約（H24年1月1日～）													
(a) 旧 生命保険料控除 【上限35,000円】	(c) 新 生命保険料控除 【上限28,000円】	(a) + (c) 上限 28,000円												
(b) 旧 個人年金保険料控除 【上限35,000円】	(e) 新 個人年金保険料控除 【上限28,000円】	(b) + (e) 上限 28,000円												
(a) + (b) 上限 70,000円		(c) + (d) + (e) 上限 70,000円												
《備考》	前年中に支払った地震保険料がある場合に適用 ●損害保険契約等に係る地震等損害部分の保険料又は掛金も対象となります（証明書添付または提示） ●平成20年度市・府民税から損害保険料控除が廃止されましたが、平成18年12月31日までに契約した長期損害保険（保険期間が10年以上かつ満期返戻金等のあるもの）は地震保険料控除の対象となります。 ●地震保険と長期損害保険がセットになっている保険契約は、どちらか一方しか控除対象となりません。													

医療費控除【106~108】

《控除額》	次の①②のうち、どちらかを選択。（①は200万円が上限、②は88,000円が上限） ①（支払金額－保険金等で補てんされる金額）－（総所得金額等の合計額の5%相当額と10万円とのいずれか少ない額） ②（1年間に支払った対象となるOTC医薬品の購入費用－保険金等で補てんされる金額）－12,000円 ※②を適用するには納税義務者本人が特定健診・予防接種・定期健康診断・健康診査・がん検診のいずれか一つを受けていることが必要。
《備考》	前年中に本人や生計を一にする親族のために支払った医療費がある場合に適用（医療費控除の明細書を添付）。

雑損控除【102~105】

《控除額》	（差引損失額－総所得金額等の合計額×10%）または（災害関連支出の金額－5万円）のいずれか多い額
《備考》	前年中に、本人又は「生計を一にする配偶者その他の親族」で総所得金額48万円以下の人が所有する資産について、災害（震災、風水害、火災等）、盗難、横領による損害を受けた場合に適用。 「差引損失額」…損害金額から保険金などで補てんされる金額を差し引いた金額。「損害金額」…家屋、家財道具、現金などの資産（事業用資産及び生活に通常必要でない資産を除く）について受けた損害金額や災害に関連した費用（明細書を添付）。

基礎控除【144】

《控除額》	本人の前年中の合計所得金額（ページ目参照）に応じて次の①～④のとおり。①430,000円 ②290,000円 ③150,000円 ④0円
《備考》	上記①～④に対応する合計所得金額：①2400万円以下 ②2400万円超～2450万円以下 ③2450万円超～2500万円以下 ④2500万円超

税額控除について

寄附金税額控除【126,138~140】

《控除額》	○対象となる寄附金： A 住所地の都道府県共同募金会への寄附金 B 住所地の日本赤十字支社への寄附金 前年中に寄附した C 都道府県・市町村への寄附金（ふるさと納税） D 大阪府・河内長野市が条例で指定する寄附先への寄附金 右記A～E E イベント中止等によるチケット払戻請求権を放棄したこと寄附金とみなされるもの（上限20万円） ○控除額の計算方法 前年中の寄附額をもとにA、B、D、Eの寄附金については次の①の計算式で求めた額が、Cの寄附金については次の①と②の計算式で求めた額の合計額が、市・府民税からの控除額となります。				
	<table border="1"> <tr> <td>①基本控除額</td> <td>「寄附金(A + B + C + D + E) × 10% - 2,000円」 × 10%（←市民税6%、府民税4%）</td> </tr> <tr> <td>②特例控除額※2</td> <td>「寄附金(C) × 10% - 2,000円」 × { 90% - (0 ~ 45% - (←所得税の税率※3) × 1.021) }</td> </tr> </table>	①基本控除額	「寄附金(A + B + C + D + E) × 10% - 2,000円」 × 10%（←市民税6%、府民税4%）	②特例控除額※2	「寄附金(C) × 10% - 2,000円」 × { 90% - (0 ~ 45% - (←所得税の税率※3) × 1.021) }
①基本控除額	「寄附金(A + B + C + D + E) × 10% - 2,000円」 × 10%（←市民税6%、府民税4%）				
②特例控除額※2	「寄附金(C) × 10% - 2,000円」 × { 90% - (0 ~ 45% - (←所得税の税率※3) × 1.021) }				
※1	控除額の計算に用いる寄附金の額は、前年中の総所得金額等の合計額の30%が上限です。				
※2	②はCのうち総務大臣の指定を受けた都道府県・市町村への寄附分のみ適用され、市・府民税の所得割額の20%が上限です。				
※3	所得税の税率は、原則として所得税の総合課税に係る税率（5%～4.5%）で計算します。				

調整控除（※合計所得金額が2500万円超の人は適用無し）

《控除額》	税源移譲により所得税から市・府民税へ税率が移されましたが所得税と市・府民税の税率の合計は変わらなくても、所得税と市・府民税の人的控除額の差により負担が増加します。この負担増をなくすため、下記の計算式に基づき市・府民税所得割から減額します。 (1)市・府民税の課税所得金額が200万円以下の方 a 人的控除額の差の合計額 b 市・府民税の課税所得金額 } いずれか小さい額×5% (2)市・府民税の課税所得金額が200万円超の方 {人的控除額の差の合計額 - (市・府民税の課税所得金額 - 200万円)} × 5% ただし、算出額が2,500円未満の場合は2,500円とします。	○市・府民税と所得税の人的控除額の差																										
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>人的控除</th> <th>控除差</th> <th>人的控除</th> <th>控除差</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>寡婦控除</td> <td>1万円</td> <td>配偶者控除</td> <td>下表※参照</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ひとり親控除</td> <td>母 5万円</td> <td rowspan="2">配偶者特別控除</td> <td>一般 5万円</td> </tr> <tr> <td>父 1万円</td> <td>特定 18万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">勤労学生控除</td> <td>1万円</td> <td rowspan="2">扶養控除</td> <td>老人 10万円</td> </tr> <tr> <td>普通 1万円</td> <td>同居老親 13万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">障害者控除</td> <td>特別 10万円</td> <td rowspan="2">基礎控除</td> <td>5万円</td> </tr> <tr> <td>同居特別 22万円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	人的控除	控除差	人的控除	控除差	寡婦控除	1万円	配偶者控除	下表※参照	ひとり親控除	母 5万円	配偶者特別控除	一般 5万円	父 1万円	特定 18万円	勤労学生控除	1万円	扶養控除	老人 10万円	普通 1万円	同居老親 13万円	障害者控除	特別 10万円	基礎控除	5万円	同居特別 22万円	
人的控除	控除差	人的控除	控除差																									
寡婦控除	1万円	配偶者控除	下表※参照																									
ひとり親控除	母 5万円	配偶者特別控除	一般 5万円																									
	父 1万円		特定 18万円																									
勤労学生控除	1万円	扶養控除	老人 10万円																									
	普通 1万円		同居老親 13万円																									
障害者控除	特別 10万円	基礎控除	5万円																									
	同居特別 22万円																											
		※配偶者控除・配偶者特別控除額の差は下表のとおり（調整控除は平成30年度の差額が基準となり、配偶者の合計所得金額所得55万円未満の場合のみ適用）																										

配当控除額

《控除額》	配当所得に課税された場合は、次の配当控除額が控除されます。配当所得を分離課税で申告された場合は配当控除の適用はありません	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">人的控除の差額</th> </tr> <tr> <th colspan="3">納税義務者の合計所得金額が</th> </tr> <tr> <th></th> <th>900万円以下</th> <th>950万円以下</th> <th>1,000万円以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">配偶者控除</td> <td>一般</td> <td>5万円</td> <td>4万円</td> <td>2万円</td> </tr> <tr> <td>老人</td> <td>10万円</td> <td>6万円</td> <td>3万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">配偶者特別控除</td> <td rowspan="2">配偶者の合計所得金額が</td> <td>480,001円～499,999円</td> <td>5万円</td> <td>4万円</td> <td>2万円</td> </tr> <tr> <td>500,000円～549,999円</td> <td>3万円</td> <td>2万円</td> <td>1万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>550,000円～</td> <td>0円</td> <td>0円</td> <td>0円</td> </tr> </tbody> </table>		人的控除の差額			納税義務者の合計所得金額が				900万円以下	950万円以下	1,000万円以下	配偶者控除	一般	5万円	4万円	2万円	老人	10万円	6万円	3万円	配偶者特別控除	配偶者の合計所得金額が	480,001円～499,999円	5万円	4万円	2万円	500,000円～549,999円	3万円	2万円	1万円			550,000円～	0円	0円	0円
	人的控除の差額																																					
	納税義務者の合計所得金額が																																					
	900万円以下	950万円以下	1,000万円以下																																			
配偶者控除	一般	5万円	4万円	2万円																																		
	老人	10万円	6万円	3万円																																		
配偶者特別控除	配偶者の合計所得金額が	480,001円～499,999円	5万円	4万円	2万円																																	
		500,000円～549,999円	3万円	2万円	1万円																																	
		550,000円～	0円	0円	0円																																	
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種類</th> <th colspan="4">課税総所得金額 + 課税譲渡所得金額等の合計</th> </tr> <tr> <th colspan="2">1,000万円以下の部分</th> <th colspan="2">1,000万円超の部分</th> </tr> <tr> <th></th> <th>市民税</th> <th>府民税</th> <th>市民税</th> <th>府民税</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利益の配当等</td> <td>1.6%</td> <td>1.2%</td> <td>0.8%</td> <td>0.6%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">特定証券投資信託等</td> <td>外貨建て証券投資信託以外</td> <td>0.8%</td> <td>0.6%</td> <td>0.4%</td> <td>0.3%</td> </tr> <tr> <td>外貨建て証券投資信託</td> <td>0.4%</td> <td>0.3%</td> <td>0.2%</td> <td>0.15%</td> </tr> </tbody> </table>	種類	課税総所得金額 + 課税譲渡所得金額等の合計				1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分			市民税	府民税	市民税	府民税	利益の配当等	1.6%	1.2%	0.8%	0.6%	特定証券投資信託等	外貨建て証券投資信託以外	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%	外貨建て証券投資信託	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%							
種類	課税総所得金額 + 課税譲渡所得金額等の合計																																					
	1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分																																			
	市民税	府民税	市民税	府民税																																		
利益の配当等	1.6%	1.2%	0.8%	0.6%																																		
特定証券投資信託等	外貨建て証券投資信託以外	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%																																	
	外貨建て証券投資信託	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%																																	

住宅借入金等特別税額控除【157】

《控除額》	次の①と②のいずれか小さい額が、市・府民税から控除されます。 ①住宅ローン控除可能額のうち、所得税（復興所得税は除く）において控除しきれなかった額 ②下表の控除限度額	（注）住宅の対価の額または費用の額に含まれる消費税の税率が8%または10%の場合に限ります。それ以外の場合は、平成26年3月までに入居した人と同じになります。								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>居住年月日</th> <th>平成21年1月～平成26年3月まで</th> <th>平成26年4月～令和3年12月まで（注）</th> <th>令和4年1月～令和7年12月まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>控除限度額</td> <td>所得税の課税総所得金額等の5%（最高97,500円）</td> <td>所得税の課税総所得金額等の7%（最高136,500円）</td> <td>所得税の課税総所得金額等の5%（最高97,500円）</td> </tr> </tbody> </table>	居住年月日	平成21年1月～平成26年3月まで	平成26年4月～令和3年12月まで（注）	令和4年1月～令和7年12月まで	控除限度額	所得税の課税総所得金額等の5%（最高97,500円）	所得税の課税総所得金額等の7%（最高136,500円）	所得税の課税総所得金額等の5%（最高97,500円）	
居住年月日	平成21年1月～平成26年3月まで	平成26年4月～令和3年12月まで（注）	令和4年1月～令和7年12月まで							
控除限度額	所得税の課税総所得金額等の5%（最高97,500円）	所得税の課税総所得金額等の7%（最高136,500円）	所得税の課税総所得金額等の5%（最高97,500円）							